

## 構造計算適合性判定（任意）手数料

（消費税込）

建築物の延べ面積	大臣認定プログラム使用	大臣認定プログラム以外
1,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	118,800円	171,600円
1,000 m <sup>2</sup> を超え、 2,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	147,400円	229,900円
2,000 m <sup>2</sup> を超え、 10,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	161,700円	264,000円
10,000 m <sup>2</sup> を超え、 50,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	205,700円	349,800円
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	350,900円	645,700円

（注）法第20条第2号イ又は同条第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムを「大臣認定プログラム」という。

備考；上表の建築物の延べ面積は、建築物の計画の敷地内の一の建築物ごとに算定する。この場合において、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定する。